

## 採用関連情報広告助成金の支給条件等

この助成金を受給するためには、以下の全ての条件を満たす必要があります。

### 【対象となる事業主】

- ・次の要件のすべてを満たすことが必要です。
  - ①自社等のウェブサイトにて自社の採用関連情報を公開している企業、若しくは、当協会の「おおいた de 就職するねっと」に企業情報を公開している企業の事業主
  - ②スマートフォン利用者へ採用関連デジタル広告を配信する企業の事業主
  - ③県内に本社がある企業の事業主

### 【対象となるデジタル広告】

- ・若者（学生を含む）を対象にした自社の面接会や求人募集の案内
- ・学生を対象としたインターンシップの案内
- ・その他、採用に関する自社企業案内
- ・デジタル広告の配信期間は令和6年3月から令和7年1月末日まで（期日厳守）
- ・指定業者が作成した広告

デジタルバンク(株) 097-538-9654

大分交通(株)広告課 097-532-5157

### 【支給額】

- ・デジタル広告制作、運用等に係る経費の総額に対して25万円までを助成します。
- ・指定広告会社へ支払った額（消費税を含む）が支給の対象となりますので、自社で広告画像等を作成する場合の社内経費は支給の対象となりません。
- ・1企業当たり1回限りの支給となります。

### 【計画書の提出】

- ・この助成金を利用する事業主は計画書(別紙様式1)を事前に提出してください。計画書には発注を予定している指定業者の見積書の写しを添付してください。
- ・計画書を受理した事業主には協会から計画承認通知書を送付します。計画承認通知書が届いてから正式に発注してください。
- ・助成金の予算額には限りがありますので、利用企業が多数となった場合は先着順で受け付けます。計画書を提出する前に協会へ予算枠の確認をしてください。

### 【支給申請の手続き】

- ・広告配信期間の末日から2ヶ月以内に支給申請書（別途送付）を提出してください。
- ・支給申請書の提出時には領収書等の写し、サンプル画像、広告効果（インプレッション、リーチ数等）などの実施内容が確認できる書類を添付してください。